

## いわて生協 配達灯油利用規程

(目的・適用)

- 第1条** 本規程は、いわて生活協同組合（以下「生協」といいます）の岩手県内で配達灯油の利用及び代金等の支払いに関するルールを定めます。
- 2 本規程に定めのない事項は生協の作成する「ご利用ガイド」等に記載したルールによります。本規程末尾の別表は生協でのコープペイ、宅配、ご利用等の掛け売り（口座振替）で利用いただく場合にも適用されます。

(サービス内容)

- 第2条** 生協は、第4条により配達された組合員（以下「利用者」といいます）に対して、基本的に冬季期間は毎週、隔週、月1回の定期巡回または、電話注文により利用者が指定したポリ缶、ホームタンク、ドラム缶等に地域ごとに定められた配達曜日に給油します。
- 2 ポリ缶での利用は1回2缶（36リットル）以上で、朝の8時までに1階の玄関先、軒下の見える場所へお出しいただき給油します。
- 3 夏季期間は、基本的には電話注文としますが、利用者の要望で定期巡回（給油の判断は配達員が行います）も行います。電話注文、定期巡回とも地域ごとに定められた配達曜日に前1項もしくは前2項の条件で給油を行います。
- 4 灯油配達期間は、以下の期間です。
- ① 夏灯油期間 3月21日～9月20日
  - ② 冬灯油期間 9月21日～3月20日
- ※ 暦周りにより、期間は毎年若干前後します。
- ※ 当年の配達期間については、生協は、シーズン開始前にはがきやチラシなどで利用者にお知らせします。
- ※ 夏季期間は土曜日・日曜日、冬季期間は日曜日の配達はしません。
- 5 前項に係る金銭の授受については、本規程第13条以下の定めるところによります。
- 6 お盆や年末年始などの時期に配達曜日や配達日の変更、休みになる場合は事前にチラシなどでお知らせします。

(灯油価格)

- 第3条** 生協は夏季期間を決定価格で、冬季期間は市場の状況からある程度の価格の見通しを暫定価格として設定し配達（給油）します。
- ※ 但し、灯油の情勢が見通せない場合は、暫定価格方式をとらないこともあります。また、当初の見通しを大きく超える原油価格の乱高下があった場合、期間途中で暫定価格を変更させて頂く場合があります。
- 2 生協は冬季期間の3月に仕入価格と利用状況をもとに正式な価格を決定し、暫定価格との差額が出た場合は払戻しを行います。
- 3 還元額の払い戻しのご案内は、4月にご利用者一人一人にはがきで還元額をお知らせし、払い戻し方法を（灯油預り金・出資金へ振替・口座へ返金）の中から選んでいただきます。

(配達灯油への登録)

- 第4条** 組合員は、「生協灯油申込書」を生協店舗サービスカウンター、宅配センター、灯油センターのいずれかに提出することによって配達灯油の登録をすることが出来ます。その際、生協への代金及びその他の引落しに利用する銀行等金融機関の口座が無い場合は、新たに登録が必要になります。
- 2 組合員は、登録時に、利用期間（冬のみ・通年）、利用方法（定期巡回・電話注文）、給油容器（ポリ缶・ホームタンク）を選択していただきます。
  - 3 組合員は、後日、登録内容の変更を希望する場合は、生協の宅配センターまたは灯油センターに連絡を入れることによって変更することが出来ます。利用を希望する組合員が「別表 利用停止④生協の判断による場合」に該当する場合、生協は、配達灯油利用の申し込みをお断りすることがあります。
  - 4 利用者は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等、配達灯油申込の際に届け出た事項の変更及び利用停止・脱退をする場合、遅滞なく生協に届け出るものとします。

(配達灯油の利用方法)

- 第5条** 生協は、利用を希望する組合員の灯油登録が完了したら、組合員番号などの情報が印字された「灯油シール」と生協が配達に伺う曜日を記した用紙を郵送等でお届けします。
- ① お届けまでは、登録が完了してから2週間ほどかかります。
  - ② 宅配を利用されている方へは配送ルートでお届けします。
  - ③ ②以外の組合員さんへは登録住所へ郵送します。
- 2 利用者は「灯油シール」が届いたら、次回の配達曜日までにポリ缶やホームタンクにシールを貼り準備します。
  - 3 電話注文での利用者は配達曜日の前日までに該当センターに電話で配達を申し込みます。

(利用制限)

- 第6条** 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした灯油の購入はできません。
- 2 次の場合には、生協から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。
    - ① 1ヵ月間の注文金額が、次項に規定する利用金額の限度を超えることとなる注文を受けた場合。
    - ② 受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えると生協が判断した場合。
  - 3 宅配を含む掛け売り（口座振替）の利用限度額は「別表 利用限度額」に定める通りです。

(灯油配達についての条件)

- 第7条** 灯油配達は、次の事項を前提とします。
- ① 配達時間のご指定は出来ません。
  - ② アパート・マンションなどの2階以上への配達はお受けできません。ポリ缶は1階まで降ろしてください。
  - ③ アパート・マンションなどの管理組合が、共用部分へのポリ缶を置く事を禁止している集合住宅には配達が出来ません。

- ④ タンクローリーが進入できない場所、ホースが届かない場所等には、配達できない場合があります。
- 2 生協が利用者のポリ缶またはホームタンクに給油を完了したことで、その所有権及び危険負担は生協から利用者へ移転するものとします。
- 3 前項の給油後に紛失、盗難等があった場合、生協側に過失があった場合を除き、生協では一切責任を負いません。

(灯油の配達ができない場合)

- 第 8 条** 災害、極度の悪天候、事故、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、その他の事由によって予定通りお届けができない場合があります。
- 2 前項の場合、生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減によって対応する場合があります。その事について、生協は利用者に対して文章等でお知らせします。

(お届けした灯油に問題がある場合)

- 第 9 条** お届けした灯油が不良品である場合、交換または返品によって対応します。返品の場合は生協の定めたルールに従い、原則として代金からの減額により代金等の返金等を行います。
- 2 生協は、利用者へ直接発生した被害がある場合を除き、前項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(利用者のご都合による返金)

- 第 10 条** 前条に定める場合や、生協側に過失があった場合を除き、利用者は給油した灯油を返品することはできません。但し、やむを得ない事情があると生協が認めたときには、返品を受ける場合があります。
- 2 前項により返品を受けた場合、生協の定めたルールに従い、原則として代金からの減額により代金の返金を行います。

(灯油シールの紛失・再発行について)

- 第 11 条** 利用者は、灯油シールの紛失や汚れによる再発行を希望する場合、宅配センター、灯油センターのいずれかへ電話にて届け出、もしくは最寄りの生協サービスカウンターへ直接届け出ます。届け出後、再発行の手続きを行い、第 4 条と同様の方法で利用者へ届けます。
- 2 利用者は、灯油シールを貼ったポリ缶が盗難に遭った場合は、速やかに生協に盗難の事実と灯油シールの再発行を前項記載の方法で届け出ます。盗難にあったポリ缶の灯油シールが利用出来ないようにシステムガードの処理と新たな灯油シールの発行を行います。

(請求書等)

- 第 12 条** 生協は、灯油の給油と併せて納品書をお届けします。さらに月 1 回、月ごとの請求額をまとめた「ご利用明細書 (兼請求書)」を発行し、郵送などの方法でお届けします。
- 2 「ご利用明細書 (兼請求書)」には、ご利用者が生協灯油の他に、宅配、サービス事業ご利用

用等の掛け売りをご利用の場合、これらの請求額もまとめて発行いたします。

- 3 請求金額その他に疑義が生じた場合、利用者はあらかじめ生協に連絡し、対応について協議するものとします。

(利用代金の支払方法)

**第 13 条** 利用代金等の支払いは、前月 21 日から当月 20 日まで納品の商品代金等を締め、翌月 5 日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）に第 3 条により登録いただいた銀行等預金口座からの口座振替により一括支払いとなります。但し、年末年始などの期間は金融機関の都合から、商品代金の締め日が変わる場合があります。その場合、生協は、納品書へのコメントやホームページなどで事前に組合員へ通知いたします。

- 2 前項の口座振替が振替不能となった場合、「別表 その他②口座振替不能になった場合の支払方法」に基づきお支払いいただきます。

(利用停止及び利用停止解除)

**第 14 条** 生協は利用者が以下の各号に該当した場合、利用を停止します。その詳細は「別表 利用停止」のとおりです。

- ① 残高不足による口座振替不能の場合
- ② 利用限度額オーバーの場合
- ③ 振替口座未登録の場合
- ④ 生協の判断による場合

- 2 前項①残高不足による口座振替不能の場合、「別表 その他③残不足による口座振替不能と利用限度額」の対応を行います。
- 3 第 1 項利用停止を解除し、利用が再開できる条件は「別表 利用停止解除の条件」のとおりです。尚、「別表 その他②残不足による口座振替不能と利用限度額」の[2] c) に該当した場合、利用停止は解除されません。

(支払計画書および契約書)

**第 15 条** 「別表 その他②口座振替不能になった場合の支払方法」に定める支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協はその方（以下、「延滞者」といいます）に対して、生協が定めた様式による支払計画書および契約書の提出を請求することができます。

- 2 前項の請求があった場合、延滞者は、速やかに（請求時に別に定めた期限があればその期限内）に支払計画書および誓約書を提出しなければなりません。
- 3 前項に定める期限までに支払計画書および誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないなど将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行したり、債権譲渡や債権の回収委託等を行う場合があります。
- 4 支払計画書による債務の弁済に係る費用のほか、第 12 条第 1 項に定める本来の支払予定日の翌日を起算日として、年 14.6%割合による遅延損害金を請求します。

(連帯保証人)

**第 16 条** 生協は、必要と認めた場合、延滞者に対して、支払計画書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てるよう求めることができます。

(延滞者の出資金に関する特則)

**第 17 条** 生協は延滞者に対して出資口数の減少を要請することができます。延滞者が要請に応じて出資口数を減少した場合、生協は、延滞者に対する出資金の払い戻しに係る債務と生協の延滞者に対する債権を相殺することができます。

(協議解決)

**第 18 条** 本規程及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

**第 19 条** 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規程の変更)

**第 20 条** 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配利用サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本規程を変更することができます。

2 前項の場合、生協は、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者へ周知を図ります。

- ① 利用者への配布
- ② 電子メールの送信等の電磁的方法
- ③ WEBサイトへの掲示
- ④ 定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法

## 付則

本規程は2020年3月21日制定、同日より施行します。

# 【別表】ご利用に関するルール一覧

項目	利用規程
利用限度額	<p>【班・個人宅配・なかよし個配・配達灯油】</p> <p>※利用限度額は共済掛け金、積立増資、灯油積立、セリオ積立を除いた1回払い、分割払い、灯油代金を指します。</p> <p>[1]個人ごとに最高80万円から最低10万円までの4段階の利用限度額が設定されます。</p> <p>[2]利用開始から12か月間までの利用基準</p> <p>A) 利用開始から3か月間までは、利用限度額10万円です。また、分割での利用はできません。</p> <p>B) 利用開始4か月から6か月までは、利用限度額20万円です。(分割残高を含む)です。</p> <p>C) 利用開始7か月から12か月までは、利用限度額40万円(分割残高を含む)です。</p> <p>D) 利用開始12か月経過後は、利用限度額80万円(分割残高を含む)です。</p> <p>[3]ただし、上記のいずれかの場合も口座振替不能1回で、再利用時の利用限度額を10万円に引き下げます。</p>
分割払い	<p>[1]支払回数は、最長24回までです。</p> <p>[2]分割2回までは、金利無しです。分割回数3回以上のとき、1回につき0.5%が初回より加算されます。</p> <p>[3]食品、配達灯油利用代金の分割払いはできません。(ギフト・年末おせちは分割可)</p>
	<p>②ボーナス1回払い 金利はかかりません。</p>
	<p>③ボーナス2回払い 金利は3%です。</p>
	<p>④1回の支払い金額 最低3,000円です。(注文単位)</p>
利用停止	<p>【班・個人宅配・なかよし個配のご利用の場合】</p> <p>[1]毎月5日の口座振替日に引き落としができず(口座振替不能)、かつ、下記「その他②」の支払い期日までに お支払いいただけなかった場合は21日よりお届けを停止します。</p> <p>[2]すでに注文書をお受けしている場合であっても、商品のお届けができない場合があります。</p> <p>【配達灯油のご利用の場合】</p> <p>毎月5日の口座振替日に引き落としができず(口座振替不能)、かつ、下記「その他②」の支払期日までお支払い いただけなかった場合は21日よりお届けを停止します。</p>
	<p>②利用限度額オーバーの場合 毎月20日の請求後の残高が、個人ごとに定められている利用限度額に達した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宅配利用: 21日より利用停止</li> <li>・配達灯油利用: 21日より利用停止</li> </ul> <p>*限度額は、個人ごとに80万円から10万円まで4段階に設定されています。</p>
	<p>③振替口座未登録の場合 連続3か月「口座未登録」の場合、利用停止になります。 ※ご利用残高がない場合でも利用停止になります。 また、指定された支払期限にお支払いいただけない場合、利用停止になります。</p>
	<p>④生協の判断による場合 以下の場合、利用停止になります。</p> <p>[1]支払い等、本利用規程に違反する恐れがある場合</p> <p>[2]換金・転売を目的とした商品利用の恐れまたは利用が確認された場合</p> <p>[3]同一生計、同一世帯の組合員が、口座振替不能により利用が停止になっている場合</p> <p>[4]利用状況により、当生協が不適当であると判断した場合</p>
利用停止解除の条件	<p>①残高不足による口座振替不能の場合 [1]代金未納による利用停止の場合、経理チーム入金確認の翌日自動で利用停止解除になります。 [2]代金未納の状態が5か月におよんだ場合、「永久利用停止」となります。この場合、組合員からのお申し出により経理チーム入金確認と所定の誓約書の提出、ならびに出資金の増額が必要となります。条件が整い次第利用停止解除となります。</p>
	<p>②利用限度額オーバーの場合 毎月20日の請求後の残高が、個人ごとに定められている限度額未満となった場合</p> <p>[1]班・個人宅配・なかよし個配利用: 21日を含む週の翌週から利用停止解除になります。</p> <p>[2]配達灯油利用: 21日より利用停止解除になります。</p>
	<p>③振替口座未登録の場合 「預金口座振替依頼書自動払込利用申込書」の提出があり、かつ、未収金残高がない場合、生協で口座登録終了後の翌週より利用停止解除になります。</p>
その他	<p>①班集金による支払い 班長による班集金の仕組みは廃止します。口座登録を基本としますので、未登録の場合は上記「利用停止③」の規程の運用になります。(ただし、特例措置として班員に限り本人への振込用紙発行を行うことがあります。)</p>
	<p>②口座振替不能になった場合の支払方法 口座振替不能になった場合には、口座振替不能になった金額(共済掛金を除く)の振込用紙を郵送します。 以下のいずれかの方法でお支払いください。</p> <p>[1]振込用紙に記載されている金融機関で15日まで振込みご入金ください。</p> <p>[2]指定のコンビニエンスストアで19日中までに振込みご記入ください。</p>
	<p>③残不足による口座振替不能と利用限度額 [1]口座振替不能の状況により、生協では履歴管理を行います。</p> <p>[2]口座振替不能の履歴により10万円～30万円の3段階の利用限度額を設定します。</p> <p>A) 2か月連続口座振替不能となった場合 利用限度額⇒30万円</p> <p>B) 2か月連続口座振替不能後、再度、口座振替不能となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再振替不能1回目: 利用限度額⇒20万円</li> <li>・再振替不能2回目: 利用限度額⇒10万円</li> </ul> <p>C) 2か月連続口座振替不能後、口座振替不能が繰り返された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再振替不能3回目: 利用不可になります。</li> </ul>
	<p>④「班」利用の登録条件 申し込み時は、「預金口座振替依頼書自動払込利用申込書」を同時に提出してください。以前、宅配を利用いただいていた場合でも、引き落とし口座の再登録をしていただく場合があります。 ※ただし、生協の判断で登録ができない場合があります。(上記利用停止④の規程)</p>
	<p>⑤個人宅配・なかよし個配利用の登録条件 [1]申し込み時に、「預金口座振替依頼書自動払込利用申込書」を同時に提出してください。以前、宅配を利用いただいていた場合でも、引き落とし口座の再登録をしていただく場合があります。</p> <p>[2]申し込み時に、生計世帯の「年間収入額」、「住所区分」、「勤務先の情報」、「連絡可能な配偶者またはご家族の方の情報」の記入が必須となります。 ※ただし、生協の判断で登録ができない場合があります。(上記利用停止④の規程)</p>
	<p>⑥利用条件 未成年者の方のご利用申し込みについては、親権者に氏名の記入を必要とします。ただし、親権者が過去履歴で振替不能である場合は利用は認められません。 また、親権者が本規程上記「利用停止④」の該当者及び関係者のとき、ご利用は認められない場合があります。</p>